

同性婚

結婚の概念も、形式も国によって様ではありませんが、広辞苑では、我が国の結婚（婚姻）について、

- ・結婚とは、男女が夫婦となる事で、婚姻ともいう
- ・婚姻とは、一対男女の継続的な性的結合を基礎とした社会的経済的結合、その間に生まれた子どもが嫡出子として認められる関係とそれぞれ定義しています。

また、国家の基本法である憲法においては、その第24条で婚姻について「両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」と規定されているように、我が国では、婚姻は男女間で行われる事を前提としている事は明らかだと思います。

専門家の中には、現行憲法は同性婚を排除していないとの見方もあるようですが、安倍総理大臣は、2月18日に行われた参議院本会議での議論において、同性婚について「現行憲法の下では、同性カップルの婚姻の成立を認める事は想定していない」との判断を示すと共に、「同性婚を認めるために憲法改正を検討すべきか否かは、我が国の家庭の在り方の根幹に関わる問題で、極めて慎重な検討を要する」と述べています（2月19日付朝日新聞から）。

さて、東京都の渋谷区が、同性カップルを「結婚に相当する関係」と認め、小名称を発行する条例案を3月の区議会に提出を決めたとのニュース（2月12日付北海道新聞他から）には驚かされると共に、性的少数者（LGBT）を巡る問題がここまで波及して来たのかとの思いを深くしたところです。

同性婚をどう考えるかというのは非常に難しい問題であり、人それぞれに受け止め方は様々だと思います。

マスコミの論調は、総じて好意的のよう感じます。例えば、2月15日付の朝日新聞の社説では、共に暮らし、強い結びつきをもつ同性カップルは少なくないが、法律上の結婚が出来ないために、様々な不利益を受けているとし、「そんな人たちを支えようと自治体で出来る事を模索し、新たな一步を踏み出そうとする取り組みを評価したい」と述べています。

また、渋谷区の方針に関して朝日新聞が世論調査を行った結果が2月17日付の

紙面で紹介されていますが、それによると、「評価する」が52%、「評価しない」が27%となっており、「評価する」が「評価しない」を大幅に上回る結果となっています。

また、この結果を年齢別でみると、若年層の方が高齢層より「評価する」が高く、70歳以上では「評価する」は2割台にとどまったとの事です。

更に、同性同士の結婚を法律で認めるべきかどうかについては、「認めるべきだ」が41%となっており「認めるべきではない」の37%を上回っているものの、同性婚を認めるために法律改正すべきかどうかについては、微妙に判断が分かれているといえそうです。

私自身は、古いといわれるかも知れませんが、これまでの結婚観から脱皮出来ないうでいますし、今回の渋谷区の方針に対しても是非を論じるだけの明確なものを持ち合わせてはいません。

ただ、同性愛者や心と体の性が一致しないといった性的少数者は、日本国内でも20人に1人は存在するという話もありますので、彼らを遠い存在として知らぬふりを決め込む訳にはいかないと思います。

性的少数者は社会生活を営む上で様々な制約や不利益を受けている一方で、それが法的に救済される仕組みとなっていないという現状について、朝日新聞の社説では「性的マイノリティが抱える問題に政府や国会は積極的に対応して来たとはいえない」と指摘しています。それは、政府や国会が怠慢だったという事もあるとは思いますが、国民の関心の薄さも背景として大きいのではないのでしょうか。

こうした中で、今回の渋谷区の方針は、社会の結婚観や仕組みを大きく転換する契機となるでしょう。

私達は、同性婚の問題を一部の特異なケースと脇に追いやるのではなく、性的少数者のみならず様々な人々との共生、多様な価値観や生き方の尊重といった、一人一人の生き方と深く係わる問題として受け止め、考えて行く事が必要になってきたのだと、申し上げて置きたいと思います。

(塾頭：吉田 洋一)